

令和5年12月13日

土木部施設保全課

専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

1 和解の相手方

東京都品川区北品川六丁目7番29号ガーデンシティ品川御殿山

Chubb損害保険株式会社

火災・新種個人保険損害サービスセンター

部長 長谷川 麻衣

2 事件の概要

- (1) 発生年月日 令和5年7月2日
- (2) 発生場所 古石場川親水公園 琴平橋下付近
- (3) 事件の概要 古石場川に設置する排水ポンプが異常を検知したことにより停止したが、取水ポンプが連動して停止しなかったため、古石場川親水公園琴平橋下付近の園路の冠水及び隣接するマンション1棟の床上浸水が発生し、当該マンションの専有部分及び共用部分が損害を被った。当該専有部分の居住者が、自己の家財損害に対し、自己の保険を利用したことにより、当該保険の保険者が損害賠償請求権を取得した。

3 決定年月日 令和5年10月26日

4 和解の内容 区は、相手方に対し、5に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。

5 損害賠償額 215,400円

6 関係者、賠償項目及び損害賠償額（予定）一覧

No.	場所	状況	示談締結先 (予定)	賠償項目	損害賠償額
1	共用部	・浸水被害による 床壁等の汚損 ・復旧工事完了	マンション 管理組合が 契約してい る保険会社	復旧工事費用	1,710,500円
2	住戸 a	・浸水被害による 家財及び床壁等 の汚損 ・復旧工事完了 ・居住者 A は自宅 に戻る。	所有者 A	復旧工事費用	(未定)
3				家賃費用	
	4	住戸 b	・浸水被害による 家財及び床壁等 の汚損 ・復旧工事完了 ・居住者 B は自宅 に戻る。	居住者 A	宿泊費用
家財費用					
その他（休業損害、 光熱費等）					
5	住戸 b	・浸水被害による 家財及び床壁等 の汚損 ・復旧工事完了 ・居住者 B は自宅 に戻る。	所有者 B	復旧工事費用	(未定)
				家賃費用	
				居住者 B	
家財費用（保険会社 の支払額を控除した 額）	その他（休業損害、 光熱費等）				
6			居住者 B が 契約してい る保険会社	家財費用	215,400円
7	住戸 c	・浸水被害による 家財及び床壁等 の汚損 ・復旧工事完了 ・居住者 C は区外 転出	所有者 C	復旧工事費用	(未定)
8				家賃費用	
	居住者 C	宿泊費用	(未定)		
		引っ越し費用			
		家財費用			
その他（休業損害、 光熱費等）					
合計					未定

(No. 1については、令和5年第3回区議会定例会において企画総務委員会で審議後、議決済み)